

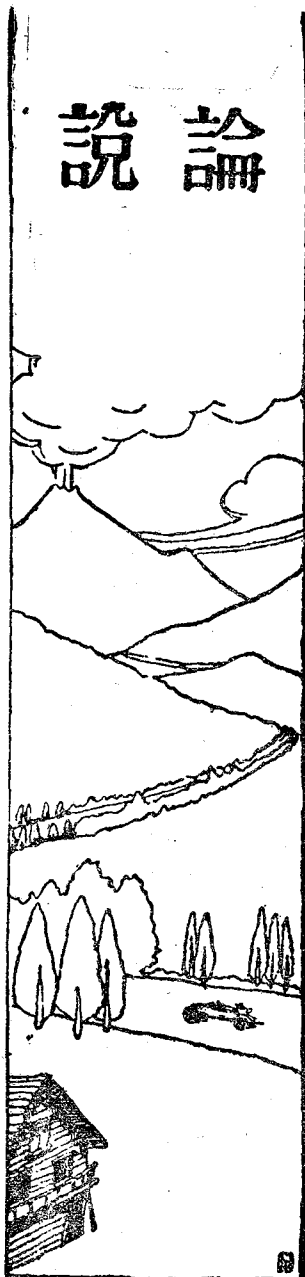
論 說

土木事業の地方的利害と

特別負擔の原則に就て

東京府書記官 菊池 慎三

土木事業が從來及現在の如く特に事業地方に利益ある事業であり、大小政治家が其の勢力を維持し勢力を張るの具に供せられる現在の事實は、中央及地方に於ける現代公共生活の基調を構成する最も重要な事柄である。苟も政治行政の健全なる發達進歩に關心する者は其の根本的改善に付



て相當考慮する必要がある。夙に衆議院議員選舉法は選舉に關し選舉人又は其の關係ある社寺學校會社組合市町村等に對する用水小作債權其の他利害の關係を利用し選舉人を誘導したる者及其の誘導に應じたる者又は選舉人を威逼したる者に罰則を以て之に蒞む規定をして居る。司法當局の選舉取締方針は近年に至り漸次嚴格となり、右の罰則を以て土木事業に關する政見發表を禁遏するものと爲すに至つた。或は選舉演說に治水問題道路問題に論及した故を以て檢舉せられたものがある。或は地方道路の交通政策を立候補宣言の一項としたが爲に、有罪の判決を受け當選した議員の地位を失格した者がある。所謂黨勢擴張の手段としては地方の土木問題を利用する風潮に對し、選舉取締方針として嚴に土木問題に觸るゝことを禁ずることは、一應理由ある様であるが、實際に於ては頗る不合理な處置である。各政黨の地方支部大會の宣言には地方の道路港灣河川事業の促進期成其の他解決策を一項とする事例は、隨所に見る所であり、公黨の自由なる許されたる行動である。然るに同地方に於ける公認候補者が、所屬黨の政綱政策實現を標榜して、立候補した場合に於て、選舉運動中地方土木問題に觸るゝを得ずと云ふが如きは、不條理極まる事である。寧ろ極端に司法當局の見解を徹底せしめれば、地方土木問題の解決を政綱とする政黨の地方支部に屬する候補者は、悉く之を檢舉し悉く失格せしむることが出来る筈である。吾人は曾て選舉取締の任を帯びて、右の問題に就き檢察當局の見解と違つた態度を是なりと信じ檢舉の要なしと考へたが、檢事は之を起訴し有罪となつた事案に遭遇したのであるが、依然として吾人は吾人の所信を正當なりと考へて居る。

二

選舉法の改正に際して右の罰則は相當論議の題材となり、之を削除する意見もあつた様であるが「利害關係」の用語を「特殊の直接利害關係」と改める丈に終つた。依然として地方の土木問題が選舉罰則に觸れる虞がある。一般的に論ずれば差支ないが、例證を地方特殊の路線、河川、港灣に採れば、有罪となるのである。曖昧抽象の言辭を以て選舉運動を取締らんとすることは、我國の各種立法中、類例甚だ多いとは謂へ、甚だ當を得ない事である。黨勢擴張に最も便宜であり、且最も廣く利用せられる土木問題に論及し、又は觸れることを禁ずると云ふことは、從來及現在の我中央及地方の政治を理解せざる者ではあるまいか。或は單に表面的には土木問題に觸れることを避け、而も裏面に於ては事實上土木問題を重視する、政治家の所信所見の發表を假裝せしめる技巧の發表を促すに止める。政争や選舉競争は何所までも公明正大なる事を要するに拘らず、我國選舉法は陰險假裝の意見を發表することを強要する。我國の政治の發達向上を阻害するものとは此の種の法制であると考へる。

三

地方の土木事業は黨勢擴張の絶好題材である。之を利用し得た政黨は或は黨員を増加し、或は黨員と共に黨資を獲得する。關係地方も土木事業に依つて受くる利益の一部を、政黨に提供して其の勢力の維持擴張に資する。之を矯正するの道は、地方の土木事業を地方的特殊の利益ある事業たら

しめざることにある。「地方的特別利益ある所特別負擔なかるべからず」と云ふことは米國都市計畫界の大原則で遺憾なく實行せられて居るが我國に於ても出來得る限り之を活用する必要がある。地方的特別利益を特別負擔として公費に充てしめれば、黨弊の大部を除却することが出来るであらう。況んや土木事業の財源に苦しむ際に於て、事業自體に財源を供給する特別負擔の制度は、最も適當なる方策である。

四

道路法及都市計畫法の受益者負擔制度に、道路沿道受益者負擔として相當に普及發達しつゝあるが、之を以て甘んずるを得ない。河川の費用は分擔制度として多少の萌芽を見るが未だ十分でない。道路敷地の寄附の慣例有價取締の場合に於ても、時價より低く提供せしめる事例の如きは、之を整理統一するに依つて受益者負擔制度を確立することが出来る。我國の道路法及都市計畫法に關する行政の首腦者が、單に之に關する法制を制定した丈で、敢て各地方の受益者負擔制の普及確立に積極的に指導援助せる態度を採らないが如きは、其の職責を盡すに十分でないと謂はざるを得ない。速に標準的受益者負擔制度を地方當局者に指示し、中央當局に於て地方土木行政の大方針と其の施行順序を明示することは緊急の要務であると思ふ。

五

地方財政は應益負擔の主義を採るの必要があることは、學者の夙に唱導する所であるが、我國には深く此の意義を尋ねる者がない。地方制度が受くる利害の厚薄に従つて不均一の賦課を認め、或は一部賦課を認めるに拘らず、行政の實際は努めて此の法制の適用を避けしめ、地方自治體の統一に害ありとして、均一普遍の賦課を常例とした。地方の實際に適切なる行政は此の杓子定規の慣例の爲大に阻害されて來た。僅に寄附金の形式に依つて一部賦課の害を收める例がある。特別負擔の制度は特に利益を受ける下級公共團體を目標とし、或は特に利益を受ける地方の受益者を目標とし、將來一層徹底的に遺漏なく發達普及せしめる必要がある。一部賦課乃至不均一賦課に付ても、地方の實際に適切なる運用の方針方策を確立する必要がある。此等の問題に對し責任の衝に在る主務當局は何をして居るのか、曠職の誹なきを得ないのであるまいか。

路政の時事二二三

田 中 好

道路上に在る遞信省の電柱を移轉する場合に於て、移轉に要する費用を道路管理者が負擔するこ